

## 特別養護老人ホーム ほしの郷

### 介護休業、介護のための深夜業の制限及び介護短時間勤務に関する規則

#### (目 的)

第1条 この規則は、就業規則第24条に基づき、職員の介護休業、介護のための深夜業の制限及び介護短時間勤務に関する取扱いについて定めるものとする。

#### (介護休業の対象者)

第2条 介護休業をすることを希望する職員であつて、介護を必要とする家族を介護する者は、この規則に定めるところにより介護休業をすることができる。

2 前項の介護を必要とする家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

配偶者

父母

子

配偶者の父母

祖父母、兄弟姉妹又は孫であつて職員が同居し、かつ、扶養している者

上記以外の家族で理事長が認めたもの

3 第1項の規定にかかわらず、次の職員は介護休業をすることができない。

日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者

職員の過半数を代表する者との間で締結された介護休業に関する協定（以下「介護休業協定」という。）により介護休業をすることができないこととされた次の職員

ア 採用後1年未満の職員

イ 介護休業申請の日の翌日から3ヶ月以内に雇用関係が終了することが明らかな職員

ウ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

#### (介護休業の申請手続)

第3条 介護休業を申し出る者は、原則として介護休業を開始しようとする日（以下「介護休業開始予定日」という。）の2週間前までに、介護休業申請書（別紙様式1）を提出しなければならない。

これより遅れた場合にあつては、理事長は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法率（以下「育児・介護休業法」という。）の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。

2 申請は、特別の事情がない限り、対象家族1人につき1回とする。

3 申請者は、介護休業申請書を提出するに当り必要事項を届け出なければならない。

4 介護休業申請書が提出されたときは、理事長は速やかに当該介護休業申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に対し介護休業申請書を受理したことを通知しなければならない。

#### (介護休業の申請の撤回等)

第4条 申請者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業撤回届を理事長に提出することにより、介護休業の申請を撤回することができる。

- 2 介護休業の申請を撤回した申請者について、再度の申請は原則として1回とし、特段の事情がある場合について理事長がこれを適当と認めた場合には、1階を超えて申請することができる。
- 3 介護休業開始予定日の前日までに、申請に係る家族の死亡等により申請者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申請はされなかったものとする。  
この場合において、申請者は当該事由が発生した日に、理事長にその旨とどけでなければならない。

(介護休業の期間等)

第5条 介護休業の期間は、介護を必要とする者1人につき、原則として、連続する3ヶ月の範囲(介護休業開始予定日の翌日から起算して3ヶ月を経過する日までをいう。)内で、介護休業申請書に記載された期間とする。

ただし、同一家族について、第11条に規定する介護短時間勤務の適用を受けた場合は、その適用を受けた初日の翌日から起算して3ヶ月を経過する日までを原則とする。

- 2 職員は、介護休業期間変更申請書により、介護休業を終了しようとする日(以下「介護休業終了予定日」という。)の2週間前までに理事長に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は3ヶ月の範囲を超えないことを原則とする。

- 3 職員が介護休業終了予定日の繰り上げ変更を希望する場合には、介護休業期間変更申請書により変更後の介護休業終了予定日の2週間前までに理事長に申し出るものとし、理事長がこれを適当と認めた場合には、速やかに本人に通知する。
- 4 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合

当該事由が発生した日

産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業が始まった場合

産前産後休業、育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日

- 5 第4項第1号の事由が生じた場合には、職員は当該事由が生じた日に理事長にその旨を届け出なければならない。

(給与等の取扱い)

第6条 介護休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。

- 2 期末手当については、その算定対象期間に介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。
- 3 定期昇給は、介護休業の期間中は行わないものとするが、介護休業後の給与は、介護休業前の給与を下回らないものとする。
- 4 退職金の算定に当たっては、介護休業期間を勤務したものとして、勤続年数を計算するものとする。

(社会保険料等の取扱い)

第7条 介護休業により給料が支払われない月における社会保険の被保険者負担分は、各月に法人が納付した額を翌月末日までに職員に請求するものとし、職員は法人が指定する日まで

に支払うものとする。

(教育訓練)

第8条 1ヶ月以上の介護休業をする職員で、介護休業期間中、職場復帰プログラムの受講を希望するものにどうプログラムを実施する。

- 2 法人は、別に定める職場復帰プログラム基本計画に沿って、当該職員が介護休業をしている間、同プログラムを行う。
- 3 職場復帰プログラムの実施に要する費用は法人が負担する。

(復職後の取扱い)

第9条 介護休業後の勤務は、原則として、協業直前の就業場所及び職場で行うものとする。

- 2 第1項の規定にかかわらず、本人の希望がある場合又は組織の変更等やむをえない事情がある場合には、就業場所及び職務の変更を行うことがある。

この場合は、介護休業終了の2週間前までに正式に決定し通知する。

(年次有給休暇)

第10条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、介護休業をした日は、出勤したものとみなす。

(介護短時間勤務の制度)

第11条 要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則第19条の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に労働させることはない。

- 2 前項にかかわらず、次の職員は深夜業の制限を請求することができない。

日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者

採用後1年未満の職員

請求に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員

- ① 深夜において就業していないもの（1ヶ月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること。
- ② 心身の状況が請求に係る家族の介護をすることができる者であること。
- ③ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でないか、又は産後8週間以内でないものであること。

1週間の所定労働日数が2日以下の職員

所定労働時間の全部が深夜にある職員

- 3 請求しようとする者は、1回につき、1ヶ月以上6ヶ月以内の期間（以下「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として制限開始予定日の1ヶ月前までに、深夜業制限請求書（別紙様式2）を理事長に提出しなければならない。
- 4 理事長は、深夜業制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 5 制限開始予定日の前日までに、請求に係る家族の死亡等により深夜業制限請求書を提出した者（以下「請求者」という。）が家族を介護しないこととなった場合には、請求はされなかったものとみなす。

この場合において、請求者は原則として当該事由が発生した日に理事長にその旨を通知

しなければならない。

- 6 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

家族の死亡等制限に係る家族を介護しないこととなった場合

当該事由が発生した日

請求者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まった場合

産前産後休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日

- 7 第6項第1号の事由が生じた場合には、職員は原則として当該事由が発生した日に、理事長にその旨を通知しなければならない。

- 8 制限期間中の給与については、別途定める給与規定に基づき、時間換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当を支給する。

- 9 深夜業の制限を受ける従業員に対して、理事長は必要に応じて昼間勤務へ転換させることがある。

(介護短時間勤務)

第12条 家族を介護する職員は、法人に申し出て、3ヶ月の範囲以内を原則として、介護短時間勤務の制度(所定労働時間を午前9時00分から午後5時00分まで(うち休憩時間は、12時から1時まで)の7時間とする制度)の適用を受けることができる。

ただし、すでに第5条に規定する介護休業をした場合は、介護休業開始予定日の翌日から起算して3ヶ月を経過する日までの期間を原則とする。

- 2 第1項にかかわらず次の職員は介護短時間勤務をすることができない。

日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者

職員の過半数を代表する者との間で締結された介護休業に関する協定(以下「介護休業協定」という。)により介護休業をすることができないこととされた次の職員

ア 採用後1年未満の職員

イ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

- 3 この制度の適用を受けるための手続きについては、第3条から第5条までの規定を準用する。

- 4 この制度が適用される間の給与については、労働時間に応じて時間給に換算した額の基本給及び別に定める給与規定に基づく諸手当を支給する。

- 5 期末手当は、その算定対象期間に1ヶ月以上この制度が適用される期間がある場合には、その期間に応じて、1ヶ月ごとに %の減額を行うものとする。

- 6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、この制度が適用される期間は通常の勤務をしたものとみなす。

(法令との関係)

第13条 介護休業及び介護短時間勤務に関して、この規定に定めのない事項については、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別紙様式1

## 介護休業申請書

社会福祉法人 共生会  
理事長

様

(申請日) 平成 年 月 日

(申請者氏名)

印

私は、「介護休業、介護のための深夜業の制限及び介護短時間勤務に関する規則」第3条に基づき、下記のとおり介護休業の申請をします。

### 記

1 介護休業に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 同居扶養の譲許	同居し扶養を している・していない
	(4) 介護を必要とする理由	
2 介護休業の期間	平成 年 月 日から 年 月 日	備考
	(1) 休業開始予定日の2週間前に申し出ている・いない → 申し出が遅れた理由 ( ) (2) 1と同じ家族について介護休業の申し出を撤回した事がない・ある (3) 1と同じ家族について介護休業をしたことがない・ある → 平成 年 月 日から 年 月 日 再度休業の理由 ( ) (4) 1と同じ家族について介護短時間勤務をしたことがない・ある → 平成 年 月 日から 年 月 日	

1 - (3) は、介護休業の申請に係る家族が、祖父母、兄弟姉妹、孫である場合に記入

## 介護のための深夜業制限請求書

社会福祉法人 共生会  
理 事 長 様

(請求日) 平成 年 月 日

(請求者氏名)

印

私は、「介護休業、介護のための深夜業の制限及び介護短時間勤務に関する規則」  
第 11 条に基づき、下記のとおり介護のための深夜業の制限を請求します。

### 記

1 請求に係る家族の状況	(1) 氏 名	
	(2) 本人との続柄	
	(3) 同居扶養の状況	同居し扶養を している・していない
	(4) 介護を必要とする理由	
2 請求の制限期間	平成 年 月 日から	・ <input type="checkbox"/> 毎 日
	平成 年 月 日まで	・ <input type="checkbox"/> その他 ( )
	平成 年 月 日から	・ <input type="checkbox"/> 毎 日
	平成 年 月 日まで	・ <input type="checkbox"/> その他 ( )
	(1) 制限開始予定日の 1 ヶ月前に申し出て いる ・ いない → 申し出が遅れた理由 ( )	
	(2) 1 の家族の 16 歳以上の同居の家族が いる ・ いない	

1 - (3) は、介護休業の申請に係る家族が、祖父母、兄弟姉妹、孫である場合に記入